

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、  
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

**暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1**

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

**宅地建物取引業の免許証の写し**

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

## 期間入札の公告

令和 6年 4月22日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 太田博子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

## 記

入札期間	令和 6年 5月 8日 午前 9時00分から 令和 6年 5月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月17日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月 6日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 6年 5月21日 午前 9時00分から 令和 6年 5月21日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 廿日市市大野二丁目                        |
|   | 地 番   | 8710番10                          |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 144.31平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 廿日市市大野二丁目8710番地10                |
|   | 家屋 番号 | 8710番10                          |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレートぶき2階建                      |
|   | 床 面 積 | 1階 64.59平方メートル<br>2階 44.71平方メートル |



## 物件明細書

令和 6年 3月13日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 太田博子

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



\*11\*

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 廿日市市大野二丁目                        |
|   | 地 番   | 8710番10                          |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 144.31平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 廿日市市大野二丁目8710番地10                |
|   | 家屋 番号 | 8710番10                          |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレートぶき2階建                      |
|   | 床 面 積 | 1階 64.59平方メートル<br>2階 44.71平方メートル |



令和 5 年(ケ)第 1 2 3 号  
令和 6 年 1 月 5 日受理  
令和 6 年 2 月 28 日提出

## 現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 世 良 教 生

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 廿日市市大野二丁目                        |
|   | 地 番   | 8710番10                          |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 144.31平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 廿日市市大野二丁目8710番地10                |
|   | 家屋 番号 | 8710番10                          |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレートぶき2階建                      |
|   | 床 面 積 | 1階 64.59平方メートル<br>2階 44.71平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	広島県廿日市市大野二丁目6番6号														
土地	物件 1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> （物件 ）														
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図（法第14条第1項地図）のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者（A） <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物（目的外建物）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）														
その他の事項	本件土地は、その北西側及び南東側が道路（いずれも廿日市市道）に接面している（8710番47、8710番1、8710番51、4891番1の各土地は佐伯郡大野町所有名義）。														
建物	物件 2														
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積：</td> </tr> </table>			{	種類：		構造：		床面積：						
{	種類：														
	構造：														
	床面積：														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者（A） 上記の者が本建物を住居として、使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）														
その他の事項	本件建物の2階には、屋根裏収納の入り口があるが、立ち入ることができなかったため、広さは不明である（添付写真12参照）。														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年( )第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[	地方裁判所	支部	平成	年( )第	号		保管開始日	平成	年	月	日
[	地方裁判所	支部	平成	年( )第	号										
	保管開始日	平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



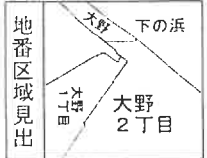
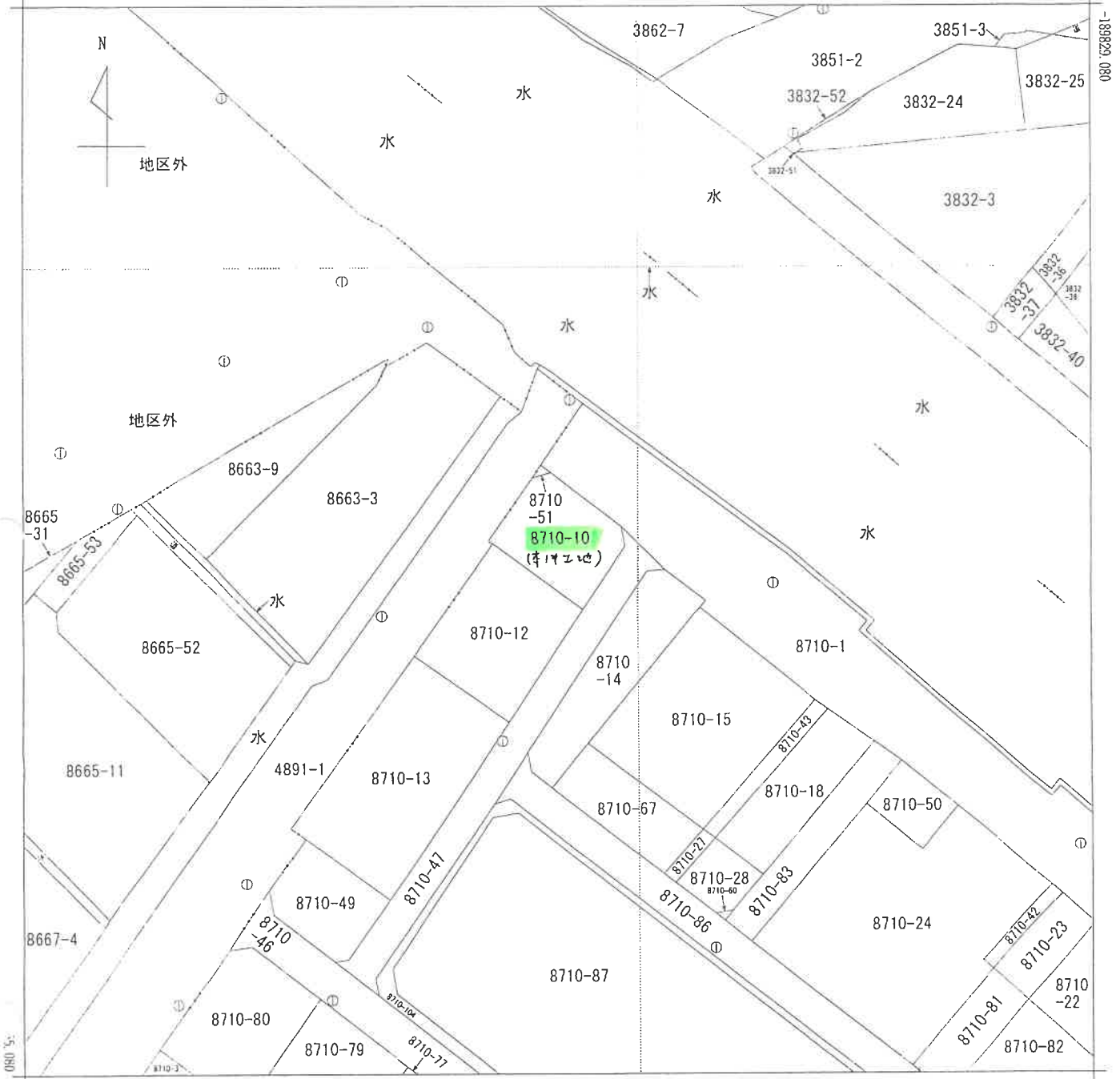
- 1 本件土地及び本件建物の状況は、別紙建物図面、間取図及び添付写真等のとおりである。本件建物について、1階リビングダイニングの床板に傷みが生じている（添付写真4、5参照）。
- 2 本件建物の占有については、本件建物の郵便受け内にはA宛て及びAの家族と思われる者宛ての郵便物が多数あること、本件建物の室内にも、A宛て及びAの家族と思われる者宛ての郵便物や書類等があり、A以外の第三者の占有を推認させるようなものがないことなどから、Aが占有しているものと認めた。  
なお、Aに対して、本件建物の占有等に関する照会書を送付したが、その回答はなかった。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年 1月10日( ) 12:00-12:15	広島法務局廿日市支局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
6年 1月10日( ) 12:20-12:25	廿日市市役所	建物課税関係調査
6年 1月10日( ) 13:30-13:45	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影 Aに通知書差し置き
6年 2月 6日( )	当庁	Aに通知書兼照会書送付 (返送用切手84円同封)
6年 2月21日( ) 10:00-10:35	物件所在地	占有関係・間取等調査、写真撮影 (評価人同行)
<p>(特記事項)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 6年 2月21日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行したところ、所有者等は不在であったが、施錠されていなかったため、立会人を立ち会わせて、建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	廿日市市大野二丁目			地番	8710番10				
出力尺	1/500	精度区	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和60年4月15日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年1月10日  
広島法務局廿日市支局  
登記官

請求番号：13-3  
(1/1)

( 5 枚目)

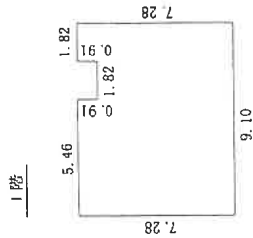
建 物 図 面  
各 階 平 面 図

平成 22. 9. 15

家屋番号 8710帯10

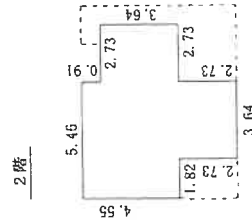
建物の所在 廿日市市大野二丁目8710帯地10

各 階 平 面 図



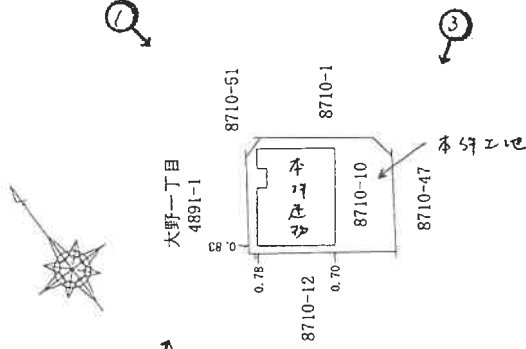
求 積 表

9.10 x 6.37	=	57.9670
5.46 x 0.91	=	4.9686
1.82 x 0.91	=	1.6562
合 計		64.5918
床面積		64.59 m <sup>2</sup>



求 積 表

3.64 x 2.73	=	9.9372
8.19 x 3.64	=	29.8116
5.46 x 0.91	=	4.9686
合 計		44.7174
床面積		44.71 m <sup>2</sup>



写真撮影位置・方向  
数字は写真番号

作 成 者  
土地家屋調査士

縮 尺  
1 / 250

申 請 人

縮 尺  
1 / 500

(平成 22 年 9 月 10 日作成)  
(広島県土地家屋調査士会用品)

登記年月日：平成22年9月15日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。  
令和 6 年 1 月 10 日 広島県務局 廿日市支局 登記官

# 間取図

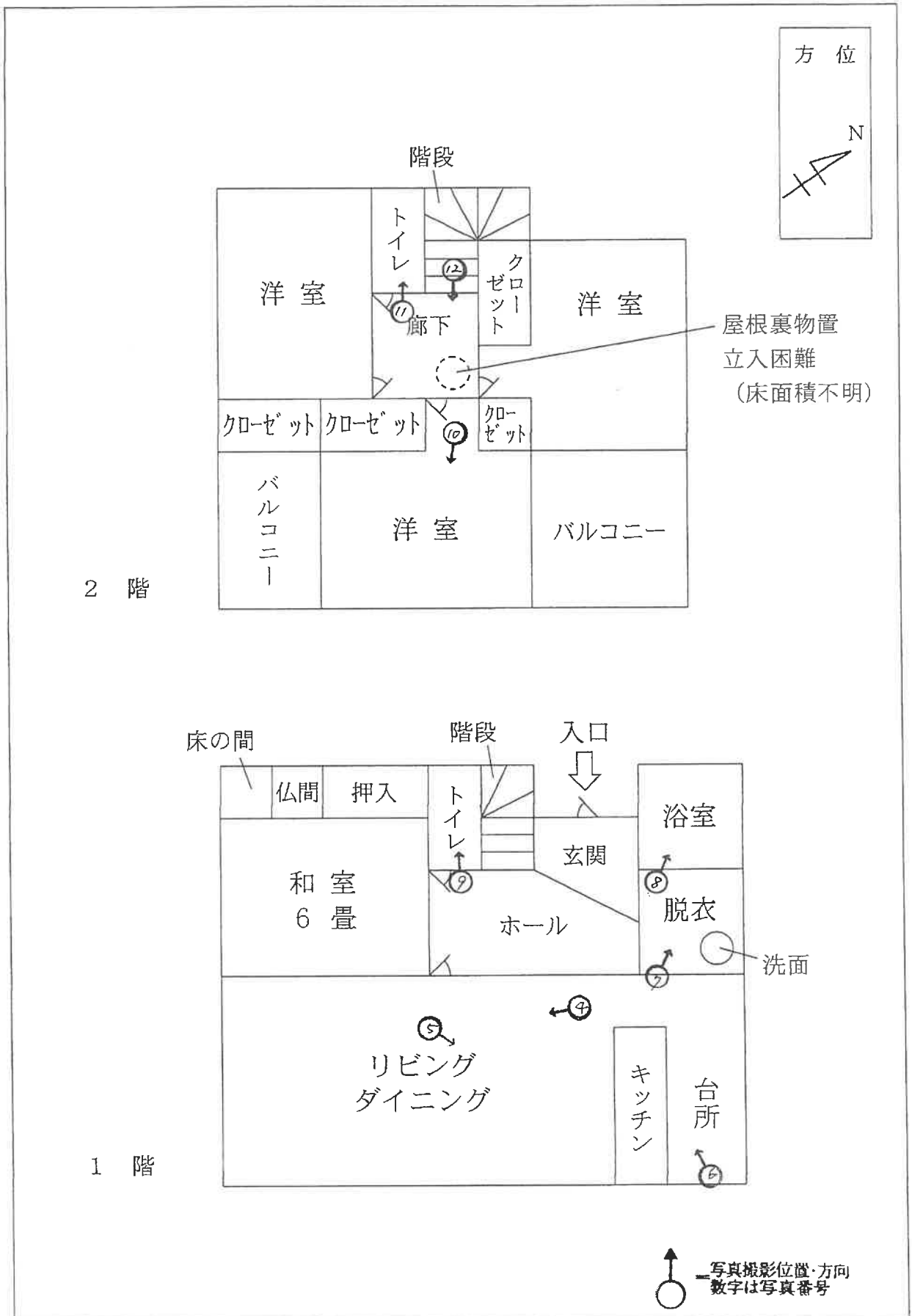


写真1



写真2



写真3





写真4 (本件建物 1階)



写真5 (本件建物 1階)



写真6 (本件建物 1階)



写真7(本件建物 1階)



写真8(本件建物 1階)



写真9(本件建物 1階)



写真10(本件建物 2階)



写真11(本件建物 2階)



写真12(本件建物 2階)

屋根裏収納入り口



(1/ 枚目)

令和 5 年 (ケ) 第 123 号  
令和 6 年 2 月 21 日現地調査  
令和 6 年 2 月 29 日評 価

広島地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 川 和 夫

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 10,762,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2,999,000円
物件2 (建物)	金 7,763,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	廿日市市大野二丁目 8710番10 宅地 144.31m <sup>2</sup>	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	廿日市市大野二丁目8710番地10 8710番10 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 64.59m <sup>2</sup> 2階 44.71m <sup>2</sup> <hr/> 延べ 109.30m <sup>2</sup>	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	最寄バス停「永慶寺橋」の南東方・直線距離約 220m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	付近は、一般住宅、工場等が見られる地域となっている。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域、津波災害警戒区域、洪水浸水想定(想定最大)1.0~3.0m(一部0.5~1.0m)、高潮浸水想定(想定最大)1m以上3m未満
画地条件	規模 144.31 m <sup>2</sup> (登記上)	間口 約 9 m 奥行 約 13.5 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 三方路 その他 概ね地勢平坦
接面道路の状況	北西側 約 6 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高 北東側 約 5 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高(但し、ビニールシートでおおわれた部分を介する) 南東側 約3.7m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高 ※南東側市道については、廿日市市建築指導課にて、建築基準法上の道路(法42条2項)である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。	
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は一般住宅等 目的外建物 なし	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し、農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・北東側の接面道路の認定幅員は約5mであり、物件1とこの道路との間にはビニールシートでおおわれた傾斜地部分を介する。なお、なぜこの様な状態になっているのかは不明である。</li><li>・北東側は接面道路を介して河川（永慶寺川）がある。</li><li>・北東側の接面道路と上記河川との間にはがけ（堤防）があり、いわゆるがけ条例の適用を受ける可能性があるので注意が必要である。</li><li>・北西方に都市計画道路の計画がある。</li></ul>
---------	---



2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 22 年 6 月 18 日 新築 経 過 年 数：約 14 年 経済的残存耐用年数：約 11 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディング等 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： フローリング等 設 備： 電気、給排水、衛生等 その他： _____
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅  間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吹付アスベストやアスベスト含有建材が使用されているリスクが全くないとはいえない。（但し、現にアスベスト使用があるか否かを確定するためには、別途、調査会社による専門的な調査を要する。）</li> <li>・ 屋根裏の収納と思われる入口があるが、立入りが困難であり、その詳細は不明である。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/m <sup>2</sup> ) ア	個別 格 差 イ	地積 (m <sup>2</sup> ) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	70,500	1.04	144.31	1.00	1	10,581,000

#### ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約6m舗装市道にほぼ等高接面する地積約150m<sup>2</sup>程度のほぼ整形な中間画地とした。

#### 地価公示価格 ( 廿日市-19 )

公示価格等 (円/m <sup>2</sup> ) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格 (円) a×b×c×d
61,000	$\frac{104}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{90}$	70,500

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 必要なし。

◇地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考慮のうえ査定した。

#### イ 個別格差 :

三方路	1.05
セットバック	0.99
相乗積	1.04

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分 : 共有持分 (完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	170,000	109.30	0.35	1	6,503,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
14 年	11 年	25 年

残価率	観察減価
0 %	20 %

$$\text{現価率} = \left[ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left( \frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.35$$

エ 持 分：共有持分 (完全所有権の場合は 1 と表記)

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	10,581,000	0.55 法定地上権	5,820,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 55 %と査定した。

### (2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	10,581,000	- 5,820,000	/	0.90	0.70	2,999,000
2	6,503,000	+ 5,820,000	1.00	0.90	0.70	7,763,000
一括価格(合計)						10,762,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：4頁及び5頁の特記事項に記載の要因を考慮して減価した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価公示価格（廿日市-19）

所 在 : 廿日市市大野原二丁目5920番1「大野原2-13-29」  
価 格 : 61,000円/㎡  
位 置 : JR「大野浦」駅 北東方 道路距離 約650mに位置する。  
価 格 時 点 : 令和5年1月1日  
地 積 : 418㎡  
供給処理施設 : 水道、下水  
接 面 街 路 : 北東側5m市道  
用途指定等 : 第一種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）  
地域の概要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

### 2 固定資産税評価額（令和5年度）

物件1 5,155,763 円（1㎡当たり 35,727 円）、課税地積 144.31 ㎡  
物件2 4,354,169 円（1㎡当たり 39,837 円）、課税床面積 109.30 ㎡

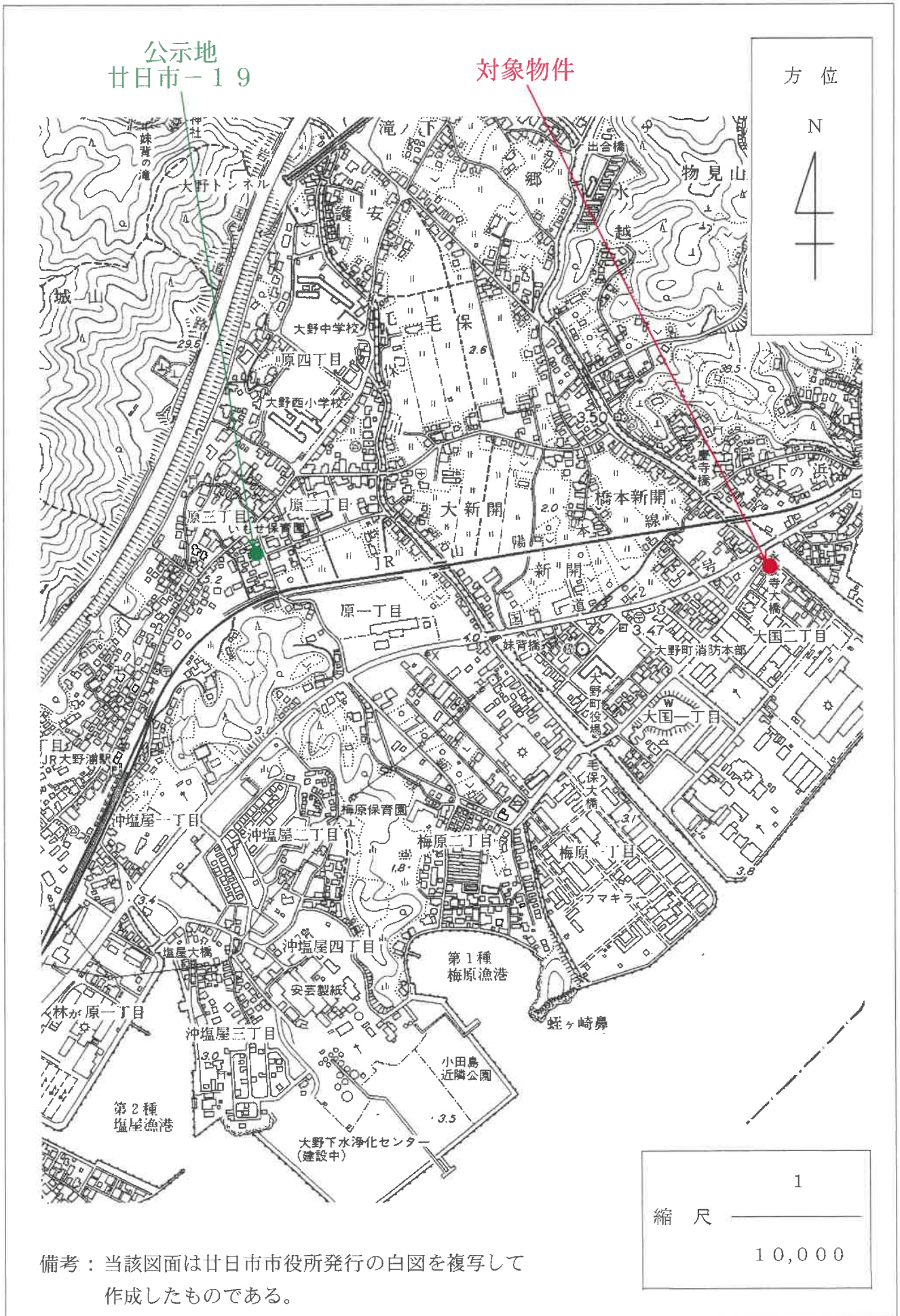
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（廿日市市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 建物間取図（見取図）

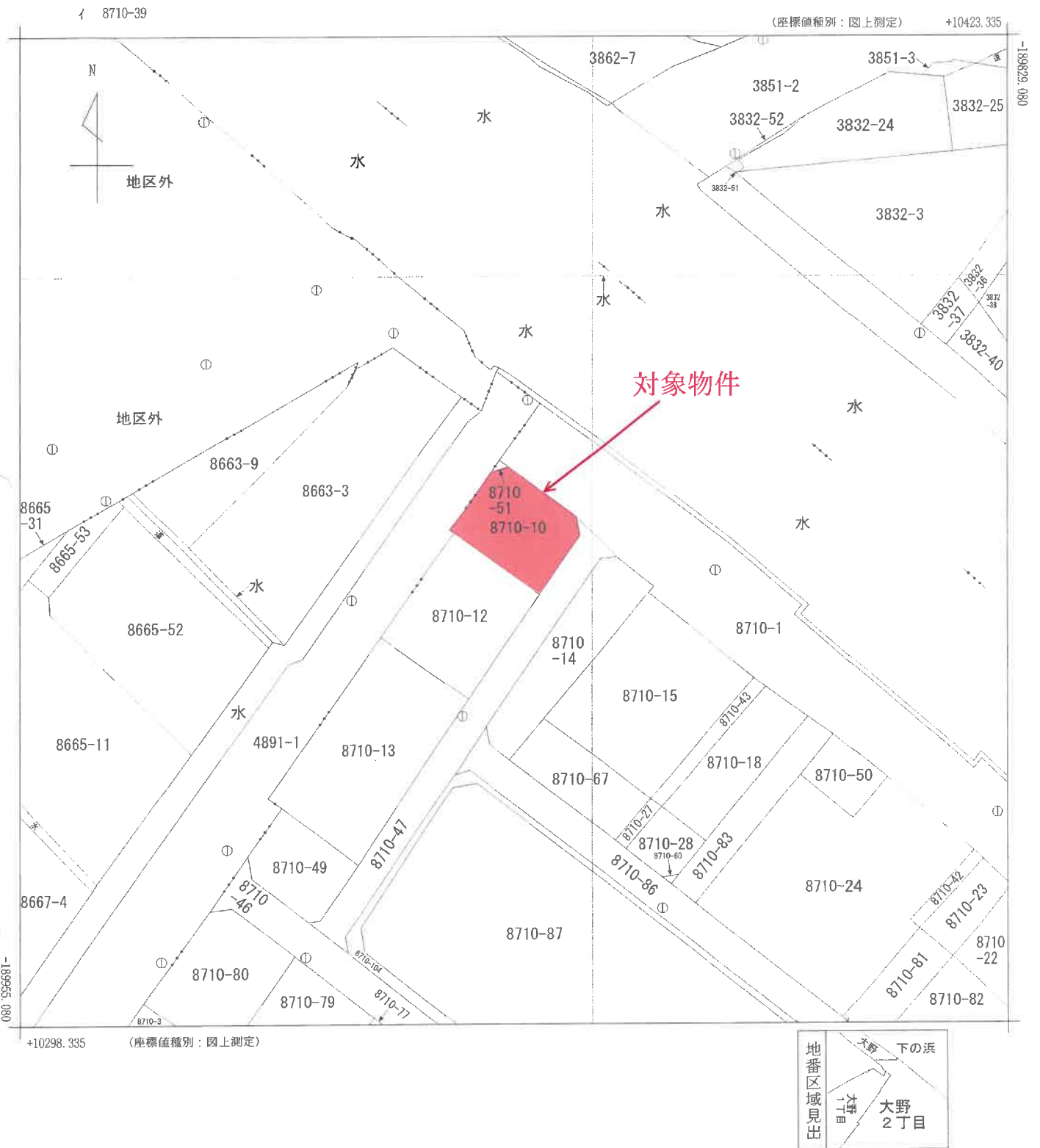
以 上

位置図



備考：当該図面は廿日市市役所発行の白図を複写して作成したものである。





請求部	所在	廿日市市大野二丁目				地番	8710番10			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和60年4月15日			補記事項	

(1/1) (註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

# 建築物図面

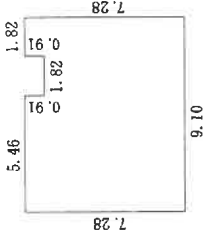
平成22.9.15.

# 各階平面図

家屋番号 8710番10

建築物の所在 廿日市市大野二丁目8710番地10

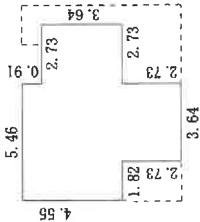
1階



求積表

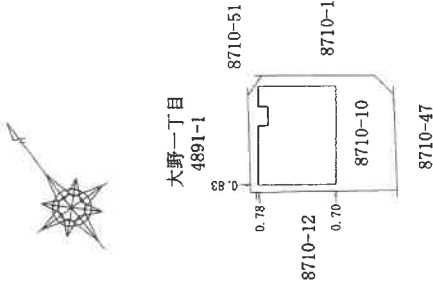
9.10 x 6.37	=	57.9670
5.46 x 0.91	=	4.9686
1.82 x 0.91	=	1.6562
合計		64.5918
床面積		64.59 m <sup>2</sup>

2階



求積表

3.64 x 2.73	=	9.9372
8.19 x 3.64	=	29.8116
5.46 x 0.91	=	4.9686
合計		44.7174
床面積		44.71 m <sup>2</sup>



大野一丁目  
4891-1

作成者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。



# 間取図

